

○常総衛生組合年齢60年以上退職者の定年前再任用 に関する規則

〔 令和5年3月30日
常総衛生組合規則第4号 〕

(趣旨)

第1条 この規則は、年齢60年以上退職者の定年前再任用に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 年齢60歳以上退職者の定年前再任用については、常総市年齢60年以上退職者の定年前再任用に関する規則(令和5年常総市規則第13号)の規定の例による。この場合において、同規則中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。